

# 福岡県公報

平成21年 6 月 10 日  
第 2 9 7 6 号

## 目 次

告 示 (第989号 - 第1002号)

肥料取締法に基づく肥料の登録	(農林水産物安全課)	..... 1
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新	(農林水産物安全課)	..... 2
肥料取締法に基づく肥料の登録の失効	(農林水産物安全課)	..... 2
肥料取締法に基づく肥料の登録事項の変更	(農林水産物安全課)	..... 3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 4
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	..... 4
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	..... 4
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	..... 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 6
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	..... 6
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	..... 7
政治団体の解散届	(市町村支援課)	..... 9
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....10
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	.....10

公安委員会

指定講習機関における特定講習の廃止	(警察本部運転免許試験課)	.....11
再 掲		
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則	(警察本部生活環境課)	.....11
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		
	(警察本部運転免許試験課)	.....12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則第 2 条に 基づく医師の指定	(警察本部生活環境課)	.....13
意見募集の結果の公示	(警察本部運転免許試験課)	.....14

## 告 示

福岡県告示第989号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第 7 条 1 項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第16条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 6 月 10 日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2223号	なたね油 かす及び その粉末	5.3 な た ね油かす	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成27年 1月15日	中島 澄夫 佐賀県三養基郡みや き町大字市武1379番 地の 6
第2224号	副産石灰 肥料	有機石灰	アルカリ分 45.0	公定規格 のとおり	平成27年 1月28日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第2225号	混合石灰 肥料	造粒石灰 80	アルカリ分 80.0	公定規格 のとおり	平成27年 1月28日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地

第2226号	乾燥菌体肥料	クロレラ乾燥菌体肥料3号	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成24年 3月12日	クロレラ工業株式会社 東京都港区芝大門2丁目4番6号
--------	--------	--------------	-----------------------------	------------------------------------	----------------	-------------------------------

福岡県告示第990号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2058号	混合石灰肥料	腐植酸苦土石灰肥料2号	アルカリ分 48.0	公定規格 のとおり	平成27年 1月3日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位登1956番地
第2059号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 10.0	公定規格 のとおり	平成27年 1月15日	兼定興産株式会社 久留米市野中町640番地の1
第2173号	魚かす粉末	有機肥料匠1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	公定規格 のとおり	平成27年 3月16日	アグリシステム株式会社 久留米市山川追分2丁目2-7
第2204号	副産石灰肥料	ペレカル	アルカリ分 35.0	公定規格 のとおり	平成27年 3月29日	ビッググリーン有限公司 福岡県久留米市野中町1167番地2

第2205号	副産石灰肥料	コナカル	アルカリ分 35.0	公定規格 のとおり	平成27年 3月29日	ビッググリーン有限公司 福岡県久留米市野中町1167番地2
第1984号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 10.0	公定規格 のとおり	平成27年 3月3日	シタマ石灰有限公司 福岡県宮若市湯原547番地
第1985号	なたね油かす及びその粉末	5.5なたね油かす粉末	窒素全量 5.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	平成27年 3月3日	井上 武利 福岡県嘉穂郡桂川町大字瀬戸9-7
第1947号	生石灰	30.0苦土生石灰	アルカリ分 99.0 く溶性苦土 30.0	公定規格 のとおり	平成27年 3月25日	兼定興産株式会社 久留米市野中町640番地の1
第2097号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3号	窒素全量 7.0 りん酸全量 9.0	公定規格 のとおり	平成24年 5月19日	株式会社上嶋商店 福岡県八女郡立花町大字山崎2606番地の1

福岡県告示第991号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2203号	副産植物質肥料	醱酵副産肥料	窒素全量 1.5 加里全量 9.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門司2732番地の4

第1858号	蒸製骨粉	3.5蒸製骨粉	窒素全量 3.5 りん酸全量 19.0	公定規格の とおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門 司2732番地の4
第1859号	生骨粉	4.0生骨粉	窒素全量 4.0 りん酸全量 19.0	公定規格の とおり	大日本産肥株式会社 北九州市門司区大字門 司2732番地の4
第1982号	消石灰	苦土消石灰	アルカリ分 70.0 く溶性苦土 5.0	公定規格の とおり	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第1855号	消石灰	5.0苦土消石 灰	アルカリ分 65.0 く溶性苦土 5.0	公定規格の とおり	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第1723号	なたね油か す及びその 粉末	5.3純正なた ね油かす粉 末	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格の とおり	日華油脂株式会社 東京都中央区明石町 8 - 1

福岡県告示第992号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条 1 項の規定に基づき、次のように肥料の登録事項を変更したので、同法第16条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 6 月 10 日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	肥料の種 類	肥料の名 称	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	変更のあった事項	
				新	旧

第2196号	副産植物 質肥料	副産植物 質肥料G 号	叡醂酒造株式会 社 福岡県久留米市 田主丸町田主丸 732番地	叡醂酒造株式会 社	株式会社エイリン 酒造
第2197号	副産植物 質肥料	副産植物 質肥料M 号	叡醂酒造株式会 社 福岡県久留米市 田主丸町田主丸 732番地	叡醂酒造株式会 社	株式会社エイリン 酒造
第32号	消石灰	60.0 消 石 灰	有限会社田川石 灰工業所 福岡県田川市大 字夏吉2851番地	有限会社田川石灰 工業所	有限会社古谷石灰 工業所
第38号	生石灰	85.0 生 石 灰	有限会社田川石 灰工業所 福岡県田川市大 字夏吉2851番地	有限会社田川石灰 工業所	有限会社古谷石灰 工業所
第1884号	生石灰	90.0 生 石 灰	有限会社田川石 灰工業所 福岡県田川市大 字夏吉2851番地	有限会社田川石灰 工業所	有限会社古谷石灰 工業所
第2071号	消石灰	65.0 消 石 灰	有限会社田川石 灰工業所 福岡県田川市大 字夏吉2851番地	有限会社田川石灰 工業所	有限会社古谷石灰 工業所

福岡県告示第993号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 6 月 10 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共同作業所ひだまり

(2) 代表者の氏名

高岩 四十四

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町久光950番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対し、その障害の種別や程度に応じて働く場、豊かな生活の場を提供するとともに、その家族に対する支援を行うことにより、障害者の福祉の発展に貢献することを目的とする。

福岡県告示第994号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字安德字龍頭117番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫郡那珂川町松木2丁目164番地

岡本 康弘

岡本 美鈴

福岡県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
椎田小川池土地改良区	平成21年6月1日

福岡県告示第996号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第495号	伊藤 重三郎	八女郡星野村15499	種穂苗木	伊藤 重三郎	八女郡星野村15499
福岡県第496号	足達 祐治	八女郡星野村17433-2	種穂苗木	足達 祐治	八女郡星野村17433-2

福岡県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	福岡早良線 大野城	前原市大字末永700番先から 同市大字末永698番1先まで

福岡県告示第998号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	161	朝倉市甘木2014番地の1 甘木・朝倉建築設計協会 会長 鳥居 輝夫	朝倉市甘木2014 - 1 朝倉土木事務所建築指導課内	平成21年 5月8日
旧		朝倉市甘木2014番地の1 甘木・朝倉建築設計協会 会長 養父 芳樹		

福岡県告示第999号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年5月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 R u b y ビジネス・コムズ
  - (2) 代表者の氏名  
最首 英裕
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、国産プログラム言語「R u b y」の普及に関する事業を行い、情報化社会の発展と経済活動の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1000号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人天空
  - (2) 代表者の氏名  
馬締 百合子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県小郡市小郡1683番地1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者等が地域社会に積極的に参加し、その能力に応じた社会的役割を担う活動ができるよう支援する事業を行うことにより、全ての人が自分らしく生きることのよこびを持ち、安心して暮らすことができる福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1001号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人タンポポの会

(2) 代表者の氏名

前 隆士

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市若草三丁目5番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健やかに生きる権利と安らかに死ぬ権利を自分自身で守ることに対して、尊厳なる生き方に関する事業を行い、又、地球環境の保全を図るとともに、自然にやさしい生活の推進と、次代を担う青少年がボランティア活動やあいさつ運動を通してあたたかな心の交流を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1002号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ほのぼのファミリー

(2) 代表者の氏名

井上 敬子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市月の浦三丁目7番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者や子育て世帯の市民に対して、彼らが住みなれた地域や家庭的な環境の中でいきいきと生活できるよう、地域密着の各種介護福祉サービスや支援事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年4月1日～4月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
友会	華山龍一	大道輝文	北九州市小倉南区長行東2-15-5 古屋敷ビル1F	平成21年4月10日
糸井十九二後援会	末松小一郎	池内和子	筑紫郡那珂川町今光3-179	平成21年4月20日
梶原こうじ後援会	梶原康嗣	梶原優子	朝倉市杷木池田267-1	平成21年4月30日
島本昌典後援会	島本昌典	木村繁喜	宮若市宮田276-55	平成21年4月13日
清和会	衛藤嘉明	井上芙貴子	春日市一の谷1-85 第2的野ビル205	平成21年4月14日
春本たけお後援会	春岡政弘	船原務	田川郡赤村大字内田2089	平成21年4月23日
福岡県商工政治連盟みやこ町支部	城戸津紀雄	石橋砂男	京都郡みやこ町豊津1108	平成21年4月7日
宮崎かつひろ後援会	宮崎勝廣	末松正憲	築上郡上毛町大字土佐井368-1	平成21年4月8日

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成21年4月1日～4月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第八選挙区支部	会計責任者	山本操一	吉原太郎	平成21年3月31日	平成21年4月2日

る。

平成21年6月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

自由民主党福岡県福岡市東区第一支部	主たる事務所の所在地	福岡市東区奈多2-13-12	福岡市東区奈多1丁目11番25号	平成21年4月10日	平成21年4月13日
日本共産党若松地区委員会	代表者	川上芳子	吉田勝男	平成21年3月29日	平成21年4月6日
民主党北九州市八幡東区支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区羽衣町10-5	北九州市八幡東区荒手1-4-40	平成21年4月21日	平成21年4月22日
	代表者	白石一裕	泊正明		
	会計責任者	白石一裕	泊正明		

(4団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)	会計責任者	山本操一	深町十束	平成21年3月31日	平成21年4月2日
今久会	主たる事務所の所在地	福岡市東区奈多2-13-12	福岡市東区奈多1丁目11番25号	平成21年4月1日	平成21年4月7日
早月会	代表者	堀之内成俊	中村富久美	平成21年4月21日	平成21年4月21日
拓洋会	会計責任者	梅原稔	名村巨人	平成21年2月20日	平成21年4月2日
とりいだ幸生後援会	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市2-11-45	行橋市西宮市3丁目1番16号	平成21年4月1日	平成21年4月6日
原伸一後援会	主たる事務所の所在地	田川郡赤村大字赤1103-1	田川郡赤村大字赤6963	平成21年4月1日	平成21年4月9日
	代表者	中川恒夫	花岡知美		
	会計責任者	進藤丹治	井村弘文		
伴秀俊後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡粕屋町原町2-1-10	糟屋郡粕屋町大字仲原2157	平成20年11月25日	平成21年4月28日
	政治団体の名称	福岡県商工政治連盟朝倉支部	福岡県商工政治連盟杷木支部		



福岡県商工政治連盟朝倉支部	代表者	篠崎博之	本松常道	平成21年4月1日	平成21年4月3日
	会計責任者	本松常道	安岡正博		
福岡県商工政治連盟柳川支部	政治団体の名称	福岡県商工政治連盟柳川支部	福岡県商工政治連盟大和町支部	平成21年4月1日	平成21年4月6日
	主たる事務所の所在地	柳川市三橋町今古賀199-1 柳川市商工会内	柳川市大和町鷹ノ尾106 大和町商工会内		
	会計責任者	江口文博	河野宇充		
福岡県中小企業政策推進協議会	会計責任者	瓜生峰昭	林優一	平成21年4月1日	平成21年4月15日
三原おさむ後援会	会計責任者	長嶋良昭	中島隆	平成21年4月1日	平成21年4月21日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年4月1日～4月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
糸井十九二後援会	平成21年4月1日	平成21年4月20日
いとう正後援会	平成21年4月28日	平成21年4月28日
上田秀治後援会	平成21年4月1日	平成21年4月10日
梅林治後援会	平成21年4月5日	平成21年4月10日

萬年青会	平成21年3月31日	平成21年4月14日
梶原こうじ後援会	平成20年12月31日	平成21年4月30日
椛島はやと後援会	平成21年3月31日	平成21年4月3日
建志会	平成21年4月6日	平成21年4月8日
世界平和連合福岡県連合会	平成21年3月31日	平成21年4月7日
宗山会	平成21年3月18日	平成21年4月2日
統政会	平成21年3月31日	平成21年4月8日
伴秀俊後援会	平成21年4月25日	平成21年4月28日
福岡県商工政治連盟朝倉支部	平成21年3月31日	平成21年4月3日
藤川マサキヨ後援会	平成20年3月31日	平成21年4月30日

堀口勝孝後援会	平成21年4月18日	平成21年4月23日
宮田よしたか後援会	平成21年3月31日	平成21年4月23日

(16団体)

福岡県選挙管理委員会告示第61号

受付期間 平成21年4月1日～4月30日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
今林久	福岡県議会議員	今久会	主たる事務所の所在地	福岡市東区奈多2-13-12	福岡市東区奈多1丁目11番25号	平成21年4月1日	平成21年4月7日
高森清子	福岡市議会議員	高森清子とすこやかな未来をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区神松寺1-23-38	福岡市城南区田島6丁目2-10	平成21年3月20日	平成21年4月27日
鳥井田幸生	行橋市議会議員	とりいだ幸生後援会	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市2-11-45	行橋市西宮市3丁目1番16号	平成21年4月1日	平成21年4月6日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成21年4月1日～4月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体指定取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
伊藤正	粕屋町議会議員	いとう正後援会	伊藤正	平成21年4月28日	平成21年4月28日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成21年6月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

上田秀治	香春町議会議員	上田秀治後援会	上田秀治	平成21年4月1日	平成21年4月10日
梅林治	香春町議会議員	梅林治後援会	梅林治	平成21年4月5日	平成21年4月10日
梶原康嗣	朝倉市議会議員	梶原こうじ後援会	梶原康嗣	平成20年12月31日	平成21年4月30日
堀口勝孝	北九州市議会議員	堀口勝孝後援会	堀口勝孝	平成21年4月18日	平成21年4月23日
三田村統之	福岡県議会議員	統政会	三田村統之	平成21年3月31日	平成21年4月8日
宮田義高	北九州市議会議員	宮田よしたか後援会	宮田義高	平成21年3月30日	平成21年4月23日

(7団体)

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第166号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定に基づき、下記のとおり指定講習機関における特定講習の廃止を許可したので告示する。

平成21年6月10日

福岡県公安委員会

## 1 指定講習機関の名称、住所、代表者氏名

嘉穂自動車学校  
嘉麻市岩崎1379 - 2  
中村 直也

## 2 廃止する特定講習

初心運転者講習

## 3 廃止年月日

平成21年6月1日

## 4 廃止する理由

廃校のため

## 再掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第13号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年5月28日

福岡県公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(医師の指定)

第2条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同

表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、医師の指定を行うときは、あらかじめ当該医師の同意を得るものとする。

（期間）

第3条 医師の指定の期間は3年とし、再指定を妨げないものとする。ただし、次条の規定により指定を解除した医師に代えて新たに医師の指定を行ったときの当該指定の期間は、指定を解除した医師に係る指定の期間の残存期間とする。

（解除）

第4条 公安委員会は、必要があると認めるときは、前条本文に規定する期間又は同条ただし書に規定する残存期間の満了前に、医師の指定を解除することができる。

（告示）

第5条 公安委員会は、医師の指定（再指定を含む。）を行ったときは、次に掲げる事項を告示するものとする。指定を解除したとき又は告示した事項の全部若しくは一部に変更があったときも、同様とする。

- (1) 医師の氏名
- (2) 勤務する医療機関の名称及び所在地
- (3) 第2条第1項の表に掲げる診断の対象者

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18条）第2条第2項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年5月28日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項第3号中「3月以内」を「6月以内」に改め、同項第4号中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、「第1号」の次に「又は第2号」を加え、同項第5号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第29条の2第1項中「道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（認知機能検査）

第29条の3 法第101条の4第2項の規定により、前条第1項の認知機能検査（以下「講習予備検査」という。）を受けようとする者は、講習予備検査受検申出書（様式第25号の3）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、別に定めるところにより、講習予備検査を受けた者に対して、その結果を示した書面を交付するものとする。

第30条第1項中「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に、「様式第25号の3」を「様式第25号の4」に改め、同条第2項中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改め、同条第3項中「第90条第6項及び第103条第5項」を「第90条第8項及び第103条第6項」に改める。

第33条の2の6中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項

を加える。

2 講習予備検査の結果について規則第29条の3第1項の式により算出した数値が0を超えた者は、チャレンジ講習を受けることができない。

第33条の2の7第1項及び第2項中「第1号」の次に「又は第2号」を加える。

様式目次中「様式第25号の3 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）」を「様式第25号の3 講習予備検査受検申出書（第29条の3関係）」に改める。

25号の4 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）」

様式第25号の2中「第29条の2の規定による」を「第29条の2第1項の規定により」に改める。

様式第25号の3を様式第25号の4とし、様式第25号の2の次に次の1様式を加える。

様式第25号の3（第29条の3関係）

講習予備検査受検申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

福岡県道路交通法施行細則第29条の3第1項の規定により講習予備検査の受検を申し出ます。

住 所

フリガナ  
氏 名

生年月日（年齢）

年 月 日生（ 歳）

免許の有効期限	年 月 日まで
連絡先（電話番号）	( ) -

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第26号中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

様式第26号の2中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。  
「第102条第2項」を「第102条第5項」

様式第26号の3中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

様式第26号の4中「第102条第1項」を「第102条第4項」に、「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

様式第26号の6及び様式第26号の7中「第90条第6項」を「第90条第8項」に改める。  
「第103条第5項」を「第103条第6項」

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第160号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき次の医師を指定したので、規則第5条の規定により告示する。

平成21年6月1日

福岡県公安委員会

医師の氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	
中尾 智博 光安 博志 三浦 智史 宮崎 恭輔	九州大学病院	福岡市東区馬出3丁目1番1号	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の2第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
中村 純 吉村 玲児 新開 隆弘	産業医科大学病院	北九州市八幡西区 医生ヶ丘1番1号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
本田 雅博	飯塚病院	福岡県飯塚市芳雄町3番83号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
大八木保政	九州大学病院	福岡市東区馬出3丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
中村 純 赤松 直樹	産業医科大学病院	北九州市八幡西区 医生ヶ丘1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
村井 弘之	飯塚病院	福岡県飯塚市芳雄町3番83号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
大八木保政	九州大学病院	福岡市東区馬出3丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
新開 隆弘 魚住 武則	産業医科大学病院	北九州市八幡西区 医生ヶ丘1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
村井 弘之 本田 雅博	飯塚病院	福岡県飯塚市芳雄町3番83号	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18条）第2条第2項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第161号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」について、平成21年5月13日から同年5月24日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき

告示する。

平成21年5月28日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。